

選挙管理規程

(選挙管理委員会の設置)

第1条 公益社団法人新潟県作業療法士会定款第23条に規定する選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第2条 選挙管理委員会は、役員以外の3名より構成する。

- 2 選挙管理委員3名は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、3名の中から会長が委員長を選出する。

(選挙公示と立候補の締切)

第3条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。但し、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

- 2 郵送による立候補の届出は、締切日の消印があるものまで有効とする。

(立候補の届け出)

第4条 会長、副会長、理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。この場合の書式は、別記第1号様式に準じて作成するものとする。

- 2 推薦による立候補は、3名以上の推薦者を必要とする。その書式は別記第2号に準じて作成するものとする。

(理事会による立候補の推薦)

第5条 立候補者が定数に満たないときは、理事会が定員の同数の候補者を推薦する。この場合の書式は別記第3号様式に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

第6条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合には、欠員を補充しなければならない。

(選挙の告示)

第7条 告示は、投票日の14日以前に、次の内容をもって行なう。

- (1) 選挙管理委員会より文書をもって通知する。
- (2) 候補者及び推薦者代表の氏名、立候補の主旨(400字以内)のみとする。

(選挙の方法)

第8条 選挙は、社員総会において出席者の直接無記名投票により行う。

(投票用紙の様式)

第9条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の順序と投票の様式)

第10条 役員の投票順序と投票の様式は次の通りとする。但し理事選出に関しては、公益社団法人新潟県作業療法士会定款第23条の3に従うこととする。

- (1) 理事（会長及び副会長を含む。10人以上20人以内連記投票）
- (2) 監事（2名連記投票）

(開票立会人)

第11条 開票に際し立会人2名をおく。立会人は選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第12条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

(無効投票)

第13条 次の投票は無効とする。

- (1) 候補者氏名を記載していないもの
- (2) 候補者氏名以外の他事を記載したもの。但し、敬称の類はこの限りではない。
- (3) 候補者氏名を判別し得ないもの
- (4) 1投票中に第10条に規定する数を越える候補者氏名を記載したもの

(同一氏名の候補者に対する投票の効力)

第14条 同一氏名の候補者がいる場合において、氏のみ又は名のみ記載は、案分比例により配分する。

(当選人の確定)

第15条 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達した者を当選とし、過半数に達しない場合は上位2名の再度投票を行う。

- 2 連記投票の場合は、投票数の多い者より順次当選を決める。
- 3 当選人を決めるにあたり得票数が同じである時は、選挙会場においてくじで決める。

(無投票当選)

第16条 立候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

(選挙活動)

第17条 選挙管理委員会は、候補者の氏名、意見等を掲載した選挙広報を1回発行しなければならない。

(規程の変更)

第18条 この規程は、選挙管理委員会の審議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. 平成25年7月6日改定
3. 令和2年9月19日改定
4. 令和5年9月2日改定
5. 令和6年6月16日改定